猪名川町道の駅整備事業 基本協定書(案) (SPCを設立する場合)

令和3年3月1日

猪名川町

基本協定書(案)

(SPCを設立する場合)

猪名川町道の駅整備事業(以下「本事業」という。)に関して、発注者である猪名川町(以下「町」という。)と [各構成員及び各協力企業(以下総称して「選定グループ」という。)] との間で、以下のとおり基本協定(以下「本協定」という。)を締結する。

第1条 (用語の定義)

本協定において、使用する用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 「提示条件」とは、本事業を実施する事業者の選定手続において町が提示した一切の条件をいう。
- (2) 「競争入札」とは、地方自治法施行令第167条の10の2の規定による総合評価一 般競争入札をいう。
- (3) 「入札説明書等」とは、町が「本事業」の入札手続において配布した一切の資料及び当該資料に係る質問回答書をいう。
- (4) 「事業者」とは、本事業を遂行することを目的として構成員が設立する特別目的会社をいう。
- (5) 「代表企業」とは、選定グループを代表する企業をいう。なお、代表企業は構成員でなければならない。
- (6) 「構成員」とは、選定グループを構成する企業のうち事業者に出資する企業をいう。
- (7) 「協力企業」とは、選定グループを構成する企業のうち、構成員以外の企業で、本事業に関する業務を事業者から直接受託又は請け負う企業をいう。
- (8) 「事業提案」とは、選定グループが、令和3年7月9日までに提出した本事業の実施にかかる提案書類一式をいう。
- (9) 「事業契約」とは、本事業の実施に関し、町と事業者との間で締結される契約をいう。
- (10) 「事業期間」とは、事業契約で定められた本事業の期間をいう。

第2条 (趣旨)

本協定は、本事業を対象とした競争入札により本事業の実施に関する各業務を担う者として選定グループが選定されたことを確認し、第5条の規定に基づき構成員が本事業を実施するために今後設立する事業者において、第7条の規定に基づく町との事業契約の仮契約の締結及び本契約としての効力を生ずるための前提条件並びにその他本事業の円滑な実施に必要な基本的事項を定めることを目的とする。

第3条 (基本的合意)

- 1 町及び選定グループは、本事業に関して町が実施した競争入札により、本事業の 実施に関する各業務を担う者として選定グループが選定されたことを確認するもの とする。
- 2 選定グループは、提示条件を遵守のうえ、町に対し事業提案を行ったものである ことを確認するとともに、提案した事業について誠実な履行を誓約するものとす る。

第4条 (町及び選定グループの義務)

- 1 町及び選定グループは、第7条の規定に基づき町と事業者が事業契約の仮契約の 締結に向けて、それぞれ誠実に対応するものとする。
- 2 選定グループは、事業契約の仮契約の締結の協議にあたっては、町の要望を尊重 するものとする。

第5条 (特別目的会社の設立)

- 1 構成員は、遅くとも令和4年1月中旬までに、事業者として、本事業の遂行を目 的とする特別目的会社を設立するものとする。
- 2 事業者は会社法(平成17年法律第86号)に定める株式会社とする。
- 3 事業者の資本金は、事業提案における金額以上とする。
- 4 事業者の定款には、会社法第107条第2項第1号イに基づく株式の譲渡制限、並びに取締役会、監査役を設置する旨を規定するものとし、同法107条第2項第1号ロに定める事項及び同法第140条第5項ただし書に定める事項についての定めを置いてはならない。
- 5 事業者の定款には、会社法第108条第1項に定める事項についての定めを置いてはならず、かつ、同法109条第2項に定める株主ごとに異なる取扱いを行う旨を定めてはならない。
- 6 構成員は、事業者の創立総会又は株主総会において取締役及び監査役が選任されたときは、事業者をして、その選任後速やかにこれを町に通知させる。また、その後取締役及び監査役の改選がなされた場合も同様とする。

第6条 (事業者の出資者)

- 1 構成員は、前条第1項に基づき事業者となる特別目的会社を設立するにあたり、 別紙1に構成員それぞれの出資額として記載されている金額の株式の引受けをし、 また、別紙1記載のその他の出資者をして記載されている金額の出資をなさしめ る。
- 2 構成員は、事業者である特別目的会社の増資により前条第3項の条件を満たすことを計画している場合、事業者となる特別目的会社設立時において、増資時における出資予定者及び代表企業をして、別紙2記載の様式の増資計画書を提出させるも

のとする。

- 3 構成員は、事業者である特別目的会社設立時及び増資時における各出資者をして、次の各号に定める事項を誓約し、また、別紙3記載の様式の誓約書を事業契約の仮契約の締結と同時に提出するものとする。
 - (1) 構成員は出資比率が50パーセントを超えるように出資するものとし、かつ、代表企業は最大の出資比率で出資するものとし、かかる条件を事業期間が終了するまで維持する。
 - (2) すべての出資者は、原則として事業期間が終了するまで事業者の株式を保有するものとし、町の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権の設定その他一切の処分を行ってはならない。
 - (3) 出資者は、町の事前の書面による承諾を得たうえで、その所有にかかる事業者の株式を譲渡しようとする場合、当該譲受人より別紙3による誓約書を予め町に提出するものとする。
 - (4) 事業者が、株式、新株予約権又は新株予約権付社債を発行しようとする場合、 株主は、これらの発行を承認する株主総会において、第1号に記載のある議決権 保有比率の維持が可能か否かを考慮したうえ、その保有する議決権を行使するも のとする。
 - (5) すべての出資者は、事業契約第81条第2項、同第83条第4項、同第84条第3項又は同第87条第5項に従ってその保有する株式を当該条項に基づき定まる対価にて譲渡する。

第7条 (事業契約の仮契約の締結)

- 1 町及び選定グループは、提示条件及び事業提案に基づき、町と事業者との間における入札説明書に規定するところに従った事業契約の仮契約の締結に向けて、それぞれ最大限の努力をするものとする。
- 2 町は、入札説明書に添付の事業契約書(案)の文言に関し、選定グループより説明を求められた場合、入札説明書において示された本事業の目的、理念等に照らし、提示条件の範囲内において趣旨を明確化するものとする。
- 3 町及び事業者は、令和4年1月中を目途として事業契約の仮契約を締結するものとする。この仮契約は次の事由を停止条件としてこれらがいずれも成就したときに本契約としての効力を有するものとし、この仮契約が猪名川町議会で否決された場合又は(2)記載の停止条件が成就しないことが明らかになった場合はこの仮契約は当然に解除され締結時点に遡って無効とする。

(停止条件)

- (1) 「PFI法」第12条の規定に基づき、猪名川町議会の議決を得ること。
- (2) ●●地区計画が決定すること。
- 4 事業契約が前項の定めに基づき本契約としての効力を有するに至る前に構成員又 は協力企業に本事業に関して次の各号の一の事由に該当したときは、町は事業契約

- の仮契約を締結せず、または締結した仮契約を解除することができる。
- (1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は、構成員、協力企業若しくは構成員、協力企業が構成事業者である事業者団体(以下「事業者団体」という。なお、構成員、協力企業と事業者団体とを併せて以下「事業者等」という。)が同法第8条1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が同法7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。)
- (2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が、独占禁止法第8条の2の規定に基づき事業者団体に対して行われたときは、事業者団体に対する命令で確定したものをいい、独占禁止法第7条の規定に基づき事業者団体ではなく構成員又は協力企業に対して行われたときは、各名宛人に対する命令全てが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。)において、本事業に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (3) 納付命令又は排除措置命令により、事業者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間がある場合及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、本事業の入札手続が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が事業者等に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- (4) 構成員又は協力企業の役員又はその使用人について刑法(明治40年法律第45号)第96条の6、同法第198条、又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号による刑が確定(執行猶予の場合を含む。以下同じ。)したとき。
- 5 構成員又は協力企業に本事業に関し前項各号の一の事由に該当したときは、事業契約の締結又は不締結若しくは解除又は継続にかかわらず、当該構成員又は協力企業は、連帯して、事業契約の契約金額となるべき金額のうち施設整備費の合計額(消費税及び地方消費税を含む。)の10分の1に相当する金額の違約金を町に支払わなければならない。
- 6 前項の規定は、町に生じた損害額が前項に規定する損害額を超える場合は、町が その超過分について賠償を請求することを妨げるものではなく、前項の当該構成員 又は協力企業は、連帯して、当該賠償金を町に支払わなければならない。

第8条 (準備行為)

- 1 選定グループは事業者となる特別目的会社の設立の前後を問わず、また、事業契約が本契約としての効力を有するに至る前であっても、自己の費用と責任において、本事業の実施に関して必要な準備行為をなすことができるものとし、町は、必要かつ可能な範囲で選定グループに対して協力するものとする。
- 2 構成員及び協力企業は、事業者となる特別目的会社の設立に際して、それ以前に 構成員及び協力企業が行った準備行為を事業者に引き継ぐものとする。

第9条 (資金調達協力義務)

構成員は、事業提案に示した資金調達・事業提案に従い、事業者へ出資し、事業者への出資者を募り、また、事業者による借入れその他の事業者の資金調達を実現させるために最大限努力するものとする。

第10条 (業務の委託等)

- 1 構成員は、事業者をして、本事業に関する各業務を、別紙4の記載に従い委託させ、又は請け負わせるものとし、かつ、各業務に関して、別紙4の記載に従い、自ら受託者又は請負人として、事業者との間で委託契約又は請負契約を締結するものとする。
- 2 協力企業は、本事業に関する各業務に関して、別紙4の記載に従い、自ら受託者 又は請負人として、事業者との間で委託契約又は請負契約を締結するものとする。

第11条 (事業契約の不成立)

町及び選定グループのいずれの責にも帰すべからざる事由により町と事業者が事業契約の仮契約の締結に至らずまたは本契約としての効力を有するに至らなかったときは、既に町と選定グループが本事業の準備に関して支出した費用は、各自が負担するものとし、相互に債権債務関係の生じないことを確認する。

第12条 (秘密保持)

町と選定グループは、本協定に関する事項につき、相手方の同意を得ずして第三者に開示しないこと及び本協定の目的以外には使用しないことを確認する。ただし、裁判所により開示が命ぜられた場合、当事者の弁護士その他本事業のアドバイザーに開示する場合、構成員が本事業に関する資金調達に必要として開示する場合及び町が猪名川町情報公開条例(平成10年条例第26号)等に基づき開示する場合は、この限りでない。

第13条 (協定の有効期間)

本協定の有効期間は、本協定締結の日から事業契約に定める本事業の終了日までとする。本協定の有効期間の終了にかかわらず、第7条第5項、同条第6項、第11条及び第12条の規定は存続するものとする。

第14条 (協議)

本協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、必要に応じて町と選定グループが協議して定めるものとする。

第15条 (準拠法及び裁判管轄)

本協定は日本国の法令に従い解釈されるものとし、本協定に関する一切の裁判の第一審の専属管轄は神戸地方裁判所とする。

以上を証するため、本協定書を2通作成し、町及び選定グループの構成員及び協力 企業は、それぞれ記名押印のうえ、町と代表企業が各1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者

所在地 氏 名

選定グループ

代表企業 所在地 商 号 代表者

構成員

所在地 商 号 代表者

協力企業

住 所商 号代表者

別紙1 設立時の出資者一覧 [事業提案に基づき記載する。] 別紙2 増資計画書の様式 [事業提案に基づき作成する。] 猪名川町長 殿

出資者誓約書

猪名川町道の駅整備事業(以下「本事業」という。)に関して、猪名川町(以下「町」という。)と【●●●●】(以下「事業者」という。)との間で、本日付けで仮契約として締結された本事業に関する事業契約(以下「事業契約」という。)に関して、事業者の出資者である【●●●●】、【●●●●】及び【●●●●】(以下「当社ら」という。)は、本日付けをもって、町に対して下記の事項を連帯して誓約し、かつ、表明及び保証をします。

なお、特に明示のない限り、本出資者誓約書において用いられる用語の定義は、事業契約に定める通りとします。

記

- 1 事業者が、令和●年●月●日に会社法(平成17年法律第86号)上の株式会社として適法に設立され、本日現在有効に存在すること。
- 2 事業者の本日現在における議決権の総数は [] 個であり、うち [] 個を [] が、 [] 個を [] が、及 び [] が、それぞれ保有していること。
- 3 事業者の本日現在における株主構成は、当社らによって全議決権の2分の1を超 える議決権が保有されており、かつ、当社ら以外の株主の議決権保有比率が株主中 最大となっていないこと。
- 4 事業者が、株式、新株予約権又は新株予約権付社債を発行しようとする場合に は、当社らは、これらの発行を承認する株主総会において、前項の議決権保有比率 の維持が可能か否かを考慮した上、その保有する議決権を行使すること。
- 5 事業者が事業契約に基づく事業を遂行するために行う資金調達を実現しようとすることを目的として、当社らが保有する事業者の株式の全部又は一部を金融機関に対して譲渡し、又は当該株式に担保権を設定する場合には、事前にその旨を町に対して書面により通知し、町の書面による承諾を得た上で行うこと。また、担保権設定契約書及び融資契約書の写しをその締結後速やかに町に対して提出すること。
- 6 前項に規定する場合を除き、当社らは、事業契約の終了までの間、事業者の株式 を保有するものとし、事前に町の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権 の設定その他一切の処分を行わないこと。また、当社らの一部の者に対して当社ら が保有する事業者の株式の全部又は一部を譲渡する場合においても、事前に町の書

面による承諾を得て行うこと。

7 当社らは、事業契約第81条第2項、同第83条第4項、同第84条第3項又は同第87条第 5項に従って当社らの保有する株式を当該条項に基づき定まる対価にて譲渡するこ と。

出資者 (代表企業たる構成員)

所在地

商号

代表者

出資者 (構成員)

所在地

商号

代表者

出資者 (構成員)

所在地

商号

代表者

以上

別紙4 業務委託・請負企業一覧 [事業提案に基づき作成する。]